

議案第 21 号

石垣市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、勤務し、又は在学する者等をいう。
- (4) 事業者等 市内において事業又は活動を行う個人及び法人その他団体をいう。
- (5) 関係機関等 国、沖縄県、警察その他の行政機関並びに犯罪被害者等の支援を行う公共的団体及び民間団体をいう。
- (6) 二次的被害 犯罪被害者等が、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者及び犯罪被害者等に接する行政機関の職員その他関係者による理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、名誉の毀損、平穏な生活の侵害、プライバシーの侵害、経済的な損失その他の被害をいう。
- (7) 再被害 犯罪被害者等が、その被害を受けた犯罪等の加害者から再び受ける犯罪等による被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられるよう配慮して行わなければならない。

- 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に行わなければならない。
- 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行わなければならない。

4 犯罪被害者等の支援は、二次的被害及び再被害が生じることがないように十分に配慮して行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、相互に連携を図りながら、犯罪被害者等の支援のための施策を実施するものとする。

2 市は、犯罪被害者等の支援のための施策が円滑に実施されるよう、犯罪被害者等の支援に係る体制を整備するものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害及び再被害が生じることがないように十分に配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の役割)

第6条 事業者等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害及び再被害が生じることがないように十分に配慮するとともに、犯罪被害者等となった従業員に対して必要な支援を行うほか、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡及び調整を行うものとする。

(日常生活の支援)

第8条 市は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようにするため、関係機関等と連携し、犯罪被害者等の心身の状況に応じた支援を行うものとする。

(居住の安定)

第9条 市は、犯罪等の被害を受けたことにより被害を受けた当時に居住していた住居に居住することが困難になった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、関係機関等と連携し、必要な支援を行うものとする。

(雇用の安定)

第10条 市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携し、犯罪被害者等の支援について事業者等の理解を深めるとともに、就業の支援その他の必要な支援を行うものとする。

(安全の確保)

第11条 市は、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が二次的被害又は再被害により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、必要な施策を行うものとする。

(支援の制限)

第12条 市は、犯罪被害者等の支援を行うことが適切でないと認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(市民等及び事業者等の理解の促進)

第13条 市は、犯罪被害者等の支援の必要性並びに二次的被害及び再被害の発生の防止の重要性について、市民等及び事業者等の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月27日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

犯罪被害者等を支援する施策を推進するため、基本理念を定め、市の姿勢を明らかにするとともに、支援に関する基本的事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。